

# 「指定就労継続支援 B 型 重要事項説明書」

あなたに対する就労継続支援 B 型サービス提供開始にあたり、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

## 1. サービスを提供する事業者

名称	株式会社 COLO
所在地	福岡県久留米市中央町 19-1
電話番号	0942-48-5620
代表者氏名	代表取締役 矢野 貴志
設立年月	令和元年 5 月 8 日

## 2. 利用施設

事業所の種類	就労継続支援 B 型 令和 6 年 4 月 1 日指定
事業所の名称 (事業者番号)	就労継続支援 B 型事業所 Hamaru 4012703304
事業所の所在地	福岡県久留米市中央町 19-1
連絡先	電話番号：0942-48-5619 FAX : 0942-48-5640
管理者	宗前 忍
サービス管理責任者	宗前 忍
サービスの実施地域	久留米市、みやき町、上峰町
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者
定員	実人数 20 名以内
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日

## 3. サービスの目的・運営方針

目的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まったものは、一般就労等への移行に向けて支援します。また、利用者が自立した生活および、社会生活を営むことができるように支援を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適性且つきめの細かな就労継続支援（B 型）のサービスの提供を行います。

#### 4. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
サービス管理責任者			1				
職業指導員	1	1名 以上					
生活支援員	3	1名 以上					
目標工賃達成指導員	1	1名 以上					

当事業所では、久留米市の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

##### 4 - (1) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

##### 4 - (2) 開所日と開所時間

開所日：月曜日～金曜日（祝日）

開所時間：9：00～17：00 まで

※休みは土日。ただし行事等により(土曜)開所する場合があります。

#### 5. サービス提供の内容

##### (1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
	生産活動の機会を提供します。 ①内職作業 ②自社制作事業 ③施設外就労

	④在宅就労 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況により、5日以上連続してしようがなかった場合は、電話連絡にて利用状況を確認し、必要に応じて自宅への訪問を行います。(加算の対象になります。)
健康管理	医療機関との連絡調整及び教職医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

## (2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食材費	昼食時に提供している食材に関して費用を頂きます。	一食 200円
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用を頂きます。	実費

### <サービスの概要>

全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 6. 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練給付費等の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担又は利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

## 7. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該指定就労継続支援(B型)を提供した日から5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

## 8. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名：  診療科：  主治医：  所在地：  電話番号：
緊急連絡先①	住所：  電話番号：  氏名：  続柄：
緊急連絡先②	住所：  電話番号：  氏名：  続柄：

9. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者 宗前忍、田代麻衣子</li> <li>・ 解決責任者 宗前忍、田代麻衣子</li> <li>・ ご利用時間 9:00~17:00</li> <li>・ 電話番号: 0942-48-5619</li> <li>・ FAX : 0942-48-5640</li> <li>・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください</li> </ul>
久留米市役所障害 者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地 : 久留米市城南町 15 番地 3</li> <li>・ 受付時間: 月~金 8:30~17:15 (但し木曜日は 19:00 まで)</li> <li>・ FAX : 0942-30-9752</li> <li>・ 電話番号: 0942-30-9065</li> </ul>
運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地 : 福岡県春日市原町 3-1-7 クローバープラザ内</li> <li>・ 電話番号: 092-915-3511</li> <li>・ 受付時間: 月~金 9:00~17:00</li> <li>・ FAX : 092-584-3790</li> </ul>

10. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 本間内科循環器内科		
医院長名	本間友基		
所在地	福岡県久留米市城南町 14-3		
電話番号	0942-33-3421		
診療科	内科・循環器内科	入院設備	無床

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年 1 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排煙窓有</li> <li>・ 誘導標識有</li> <li>・ 消火器有</li> <li>・ カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</li> </ul>

## 12. 当事業所ご利用の際に留意頂く事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合および紛失した際は賠償して頂くことがあります。
喫煙	全館禁煙です。喫煙する場合は喫煙場をご利用ください。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理して頂きます。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
対人トラブル	利用者間での恋愛相談、恋愛トラブルにて仕事に支障がきたさないようお願いします。又、利用者間でのトラブルは起こさないようにして頂きます。

## 13. 実習生の受け入れについて

医療・福祉専門職員のための取り組みとして、精神保健福祉士養成校の学生や、看護学生等の施設見学や実習の受け入れを随時行っております。

## 14. 地域との交流

地区ボランティアや民生委員の施設見学等の受け入れも随時行っております。